

日スイス経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請時における
輸送手段欄の必須入力項目の変更について

2015年4月22日
日本商工会議所 国際部

特定原産地証明書発給システムにおいて、日スイス経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請を行う際、これまで輸送手段欄の「積込地」及び「仕向地」は必須入力項目としておりましたが、第一種特定原産地証明書の様式において、同欄の記載は任意（optional）とされているため、今般、特定原産地証明書発給システムにおいても任意入力となるよう改めました。したがって、4月27日（月）8:00AM以降に行われる発給申請から、「積込地」及び「仕向地」は任意入力項目になります。

記

1. 変更内容

日スイス協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請時、特定原産地証明書発給システムにおける 「Means of Transport and route」入力欄の「積込地」及び「仕向地」の入力を「必須入力」から「任意入力」に変更（下図）。

■輸送手段 (Means of transport and route)

※船積(予定)日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を必ず記入してください。
2009年8月31日以前船積の原産地証明書はEPAが適用されません(附属書2第31条)。
積込地、経由地および仕向地並びに便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。
適して発給される場合は、欄7に"ISSUED RETROSPECTIVELY"と印字されます。
証明書への記載を希望しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください。
積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。
協定に基づき、スイスに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、附属書2第2節第14条の積送基準に適合するものでなければなりません。

証明書に
記載する

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/>
		積込地: 英文	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		経由地: 英文(スイス・日本以外)	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		仕向地: 英文	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		便名: 英文	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

「必須入力」から「任意入力」に変更

2. 適用開始日

2015年4月27日8:00AM以降に行われる発給申請から適用開始

以上